

平成 29 年 12 月 21 日

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

今般、親投資信託の受益証券を組み入れる上場投資信託の組成にあたり、計理処理上の規則が整備されていなかった点について、計理専門委員会において検討を重ねてきた。これらの検討を踏まえ、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

1. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」

(1) 上場投資信託の収益分配の処理の規定をファミリーファンドの収益分配の処理の規定において準用するため、第 63 条を第 56 条に移動する。

(第 56 条)

(2) ファミリーファンドの収益分配の処理の規定に上場投資信託に係る第 3 号を新設するなど、上場投資信託に関する規定を整備する。

(第 60 条)

(3) その他所要の整備をすることとする。

2. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」

(1) 上場投資信託収益分配金計算書に親ファンドの配当等収益額を新設するなど、親投資信託に関する規定を整備する。

(別紙様式第 5 号)

(2) その他所要の整備をすることとする。

III 実施日

この改正は、平成 29 年 12 月 21 日から実施する。